

## 4 児童福祉の状況

### 1 国の少子化対策

現在の少子化の急速な進行の背景には、結婚、出産、子育てについての国民の希望と現実の乖離が存在しています。少子化対策は、こうした国民の希望と現実の乖離を解消するための取組みであり、国民一人ひとりが自らの望む生き方を選択し、それによって「安心感」や「幸福感」を得ることができるよう社会環境を整えていく営みに他なりません。

また、少子化の進行は、将来の労働力人口の減少という形で、今後の我が国の経済成長や年金制度をはじめ社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響を及ぼします。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決は、女性の労働市場参加の実現と国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じて、労働力人口の減少を緩和することにつながるものであり、将来の我が国の経済成長、社会保障全体の持続可能性という意味からも不可欠な課題です。

このように少子化対策は、子ども一人ひとりの健やかで個性豊かな育ちを大切にしつつ、将来の我が国の担い手の育成を図る「未来への投資」として、世代を超えて社会の構成員すべてがその役割を果たす、社会全体で取り組むべき課題です。

平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(以下「憲章」という。)および仕事と生活の調和推進のための行動指針(以下「行動指針」という。)が策定されました。重点戦略においては、国民の希望する結婚、出産、子育てを実現し、女性をはじめ、若者、高齢者などの労働市場参加を実現するため、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」とその社会的な基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「仕事と子育ての両立」や「家庭における子育て」を支える社会的基盤の拡充)を車の両輪として同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠との方向性が示されています。

こうした取組みを軌道に乗せ、各地域、各家庭に安心感、幸福感をもたらすことができるよう、保育などの子育て支援サービスのきめ細かな改善を含め、利用者の視点に立った効果的な少子化対策を推進することが求められています。

## 2 東大和市次世代育成支援計画

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体および企業において、10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取組み（＝次世代育成支援行動計画の策定）が義務づけられました。

東大和市では、次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援することにより、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができ、子どもたちがすこやかに育つまちを目指して、平成17年3月に「東大和市次世代育成支援計画～すこやか親子支援5か年計画～」(＝前期行動計画)を策定しました。

この計画には、市が取り組むべき次世代育成支援施策として、保育園・学童保育をはじめとする各種子育て支援サービス、母子保健事業や児童虐待防止対策、教育環境の整備、子どもたちが安全に過ごせる生活環境の整備など多方面にわたる事業をそれぞれの目標値とともに掲載しました。

そしてこの計画を確実に実行していくため、庁内組織である「東大和市次世代育成支援推進本部」による進行管理を行い、毎年度、各事業の実施状況を報告書にまとめ、公表することになっています。

さらに、毎年度の実施状況結果と平成21年2月に実施した「後期行動計画策定のためのニーズ調査」の結果を評価・分析し、平成22年度から始まる後期行動計画に反映させていきます。